

2020年5月26日

学生の皆様へ

神戸海星女子学院大学  
学長 小野 礼子

### 新型コロナウイルス感染拡大の影響による本学の支援策について（ご案内）

本学では、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対して下記の支援を行うことにいたしました。すでに行っている支援と併せてご案内いたします。

学生の皆様が一人残らず安心して学業に専念することができますよう願っております。

#### 記

#### 1. 全学生への一律5万円の支援金給付（新規）

オンライン授業のためのパソコンの準備やインターネット環境の整備等に対する支援金として全学生を対象に、一律5万円を給付いたします。給付方法は、秋学期学納金請求額から5万円を控除して請求するという方法をとらせていただきます。

#### 2. 特別緊急授業料減免（新規）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した世帯の学生に対して「特別緊急授業料減免」を行います。30名以内の学生に対して、2020年度の授業料において30万円（春学期15万円、秋学期15万円）を限度として減免を行い、学修の継続を支援いたします。詳細は、学生課（[gakusei@kaisei.ac.jp](mailto:gakusei@kaisei.ac.jp)）までお問合せください。

#### 3. 学費の延納と分納

期限までの学費納入が難しい場合や、学費の一括納入が難しい場合は、学費の延納や分納が可能です。経理課（078-801-2277）までご相談ください。

#### 4. パソコンの貸与

パソコンを家族と共用しなければならない場合や経済的にパソコンを購入することが難しい場合は、ノートパソコンを大学より貸与いたします。詳細は、総務課（[somu@kaisei.ac.jp](mailto:somu@kaisei.ac.jp)）までご相談ください。

#### 5. 大学内におけるパソコンの貸出

自宅でのインターネット環境の整備が難しい場合は、大学でパソコンを借りて、大学内で遠隔授業を受けることができます。詳細は、総務課（[somu@kaisei.ac.jp](mailto:somu@kaisei.ac.jp)）までご相談ください。

以上